平成２２年（フ）第５９号
岩手県一関市赤荻字外山274番地８
債務者　阿部　京子
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第５４号
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名礼459番地216
債務者　本下　秀夫
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名礼459番地216
債務者　本下　ギン
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
和歌山県西牟婁郡上富田町岡1520番地
債務者　楠本　篤史
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第６０号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽94番地１　プレジール湯沢Ｅ403、住民票上の住所新潟市西区五十嵐中島５丁目４番69号
債務者　田浦　隆晴
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
新潟県見附市今町２丁目10番20号
債務者　土田　龍一
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第８２７号
名古屋市昭和区曙町１丁目21番地の５　ハイツ曙
債務者　森　以津子
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９５６号
愛知県北名古屋市鹿田新宮境内附365番地１
債務者　田中　智美（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０１０号
名古屋市中川区万場２丁目316番地　加藤ビル208号
債務者　樽本　　実
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６８号
愛知県刈谷市住吉町１丁目46番地　市営住吉住宅Ａ棟109号
債務者　スギ急送こと　杉浦　嘉己
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
愛知県刈谷市住吉町１丁目46番地　市営住吉住宅Ａ棟109号
債務者　杉浦千惠子
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
三重県伊勢市岡本２丁目３番32号
債務者　亀山　礼子
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
青森県十和田市大字赤沼字下平263番地40
債務者　石川原すみ
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第９０号
茨城県水戸市千波町1396番地の23　クイーンハイツＢ棟102号
債務者　古平　　隆
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１１９号
茨城県水戸市若宮１丁目７番４棟206号　県営若宮アパート
債務者　大川原アイ
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１２１号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8228番地の88　松ヶ丘住宅Ｂ―19
債務者　鈴木勇一郎
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１７１号
茨城県水戸市自由が丘５番28―201号　自由が丘サンガーデンＣポート
債務者　齋藤　定規
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
水戸地方裁判所